

一日も早く 裁判のやり直しを！
石川一雄さんは 無実です。
狭山事件の 再審を求めます。

1963年に起こった狭山事件では、事件現場近くの「被差別部落に住んでいる」という理由だけで、石川一雄さんは事件の犯人に仕立て上げられ、不当逮捕されました。逮捕から59年がたち、当時24歳だった石川一雄さんは83歳になりました。1994年から仮出獄中の石川一雄さんは、今も粘り強く無実を訴え続けています。



石川一雄さん・石川早智子さんご夫妻

今年の9月、石川一雄さんは、「裁判官が判断しない限り殺人犯というレッテルを剥がすことができない。何としても鑑定人尋問を行わせ、狭山事件の再審を実現し、無実を勝ち取るために、皆様の支援を心からお願いします」とのビデオメッセージを出されました。（YouTube 2022年9月公開）

©「部落解放同盟中央本部」Webサイトからご覧下さい。→



せいし と けん こ ころ けつ さんじ の ぞみ
生死賭し堅固義傑三たび踏々
しほう せいぎ むざい はん けつ
司法の正義と無罪判決

石川一雄さんの句 （2022年10月 直筆）

日本キリスト教団

九州教区



（2022年 10月）

狭山事件

1963年5月1日、埼玉県狭山市で起きた女子高校生誘拐殺害事件。当時、警察は別の幼児誘拐事件で犯人を取り逃がしてしまい、世間から厳しい目で見られていました。

狭山事件の身代金受け渡し時、犯人を逃がしてしまった警察は、犯人逮捕を急ぐあまり、現場近くの被差別部落に対して見込み捜査を行い、石川さんを5月23日に別件逮捕。石川さんの兄が犯人であると思込ませ、嘘の「自白」をさせ、犯人へと仕立て上げて行きました。

地域住民の「あんなことをするのは部落民に違いない」という差別意識やマスコミの差別報道の中で冤罪が生み出されることになったのです。

判決

石川さんは、1964年3月11日に死刑判決を受け、無実を訴え控訴。しかし、異議申し立てに対して現場検証、証人尋問も行

われず、1974年10月31日に東京高裁は無期懲役を判決。

その後2度の再審請求に対して、ただの一度も事実調べはおこなわれず、棄却。3度目の再審請求をしています。

それから

事件から46年たった2009年に、裁判所・検察官・弁護団による『三者協議』が始まり、裁判所の勧告で2015年に検察側の持っているすべての証拠リスト（279点）がやっと出されましたが、その中の191点しか開示されていません。

2022年9月1日に行われた『第51回三者協議』で、弁護団は筆跡・足跡鑑定、法医学鑑定など255点の新証拠を提示しています。これらひとつひとつの証拠は石川さんが犯人ではあり得ないことを証明しています。

次回の『三者協議』は2022年11月に予定されています。

24才という若さで身に覚えのない犯罪を『自白』させられ来年で60年になります。無罪を訴え闘い続ける石川さんの周りには、冤罪で無実を勝ちとった仲間や闘い続ける仲間、そして共に歩む仲間がいます。教会の歴史の中でも「部落差別」のあったことを心に留め、学び続けていきましょう。

『水平社宣言100年』～人の世に熱あれ、人間に光あれ～

1922年3月に『水平社宣言』が出され、今年で100年になります。1871年、後にいわゆる「解放令」と呼ばれる「太政官布告」（差別されてきた人々の身分を廃止して、これからは身分・職業ともに平民と同じにする）が出されましたが、差別は依然として残りました。そこで、部落差別に苦しむ人々は、1922年3月3日、京都の岡崎公会堂に集まり、人間としての平等を願い、自分たちの力で差別からの解放をめざす運動を進める「全国水平社」を創立しました。

その創立大会で採択された『水平社宣言』は、差別に苦しむ当事者自身が声を上げ、社会を変えようとする日本初の人権宣言です。

日本キリスト教団 **九州教区**

〒810-0073 福岡市中央区舞鶴2-7-7

TEL 092-712-6678



作成：日本キリスト教団 九州教区 伝道センター

平和・人権部門委員会 （2022年10月）

※日本キリスト教団部落解放センターホームページもご覧下さい。
「教団 部落解放センター」で検索してください。